

牛豚等疾病小委員会における ランピースキン病の政令指定等に関する審議について

令和 7 年 5 月 13 日

牛豚等疾病小委員会委員長

1 審議概要

ランピースキン病を家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第62条に基づき政令で指定すること等について、令和7年4月10日に開催された第101回牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）において審議した。

審議においては、以下の項目を中心に確認した。

- （１）ランピースキン病を法第62条に基づき疾病の種類として政令で指定すること
- （２）ランピースキン病を届出伝染病の種類から削るための省令改正を行うこと
- （３）ランピースキン病以外の疾病について「家畜伝染病」と同程度の措置を行えるようにすべき疾病の有無

委員からは、

- ① 不顕性感染についての対応をどのように対応するのか。
- ② ワクチン接種した場合の副反応とワクチン接種農場における感染牛をどのように見分け、対応するのか。

等の意見があった。

2 審議結果

委員からの意見に対し、事務局から具体的な防疫対応については、今後、ランピースキン病防疫対策要領を改正する中で、専門家の意見等を踏まえ、整理する旨回答。

上記を踏まえ、本小委として、以下のとおり、審議結果をとりまとめたので報告する。

- (1) ランピースキン病の防疫対策を強化するため、殺処分の命令等、「家畜伝染病」に対するまん延防止措置と同程度の措置を行えるよう法に基づき、新たな政令を制定し、ランピースキン病を法第62条の疾病の種類として指定することについて了承する
- (2) 農場内の全ての家畜のと殺を基本とする法第16条ではなく、感染した家畜及び疑いのある家畜の殺処分を基本とする法第17条第1項第1号及び第2号の規定を準用するとともに、ワクチン接種、移動制限など同条に規定する他の疾病と同程度のまん延防止措置を行えるよう法第62条に基づき、法の一部を準用する政令を制定することについて了承する
- (3) ランピースキン病を届出伝染病の種類から削るための省令改正について了承する
- (4) ランピースキン病以外の疾病について「家畜伝染病」と同程度の措置を行えるようにすべき疾病は現時点ではないと考える

以上